

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC） 取締役会会長 ローズマリー・モーガン（Rosemary Morgan）
【住所又は本店所在地】	イギリス連合王国ロンドン市ジェームスストリート46-48 4階 （4th floor, 46 - 48 James Street, London, U.K.）
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年7月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	センコーグループホールディングス株式会社
証券コード	9069
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）
住所又は本店所在地	イギリス連合王国ロンドン市ジェームスストリート46-48 4階（4th floor, 46 - 48 James Street, London, U.K.）
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 水落 一隆
電話番号	03-5532-3109

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）
住所又は本店所在地	米国ネバダ州89117、ラスベガス市、ウエストサハラアベニュー9440 スイート215（9440 West Sahara Avenue, Suite 215, Las Vegas, Nevada 89117, USA）
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 水落 一隆
電話番号	03-5532-3109

3【提出者（大量保有者）／3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エヌエービーエフ・セレクト・マスター・ファンド・エルピー（NAVF Select (Master) Fund LP）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトルフォールドライブ251（251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware USA）
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 水落 一隆
電話番号	03-5532-3109

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年6月25日
訂正箇所	第2提出者に関する事項 1 提出者（大量保有者）／1 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 第2提出者に関する事項 2 提出者（大量保有者）／2 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 第2提出者に関する事項 3 提出者（大量保有者）／3 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。
なお、発行会社の普通株式の譲渡及び当該発行者の株主としての議決権その他の権利の行使について共同して行うことの合意はない。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。
なお、発行会社の普通株式の譲渡及び当該発行者の株主としての議決権その他の権利の行使について共同して行うことの合意はない。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1、提出者2及び提出者3は共同して行うことを合意している。
なお、発行会社の普通株式の譲渡及び当該発行者の株主としての議決権その他の権利の行使について共同して行うことの合意はない。